

旧岩瀬町地域指定年度	昭和48年度
旧真壁町地域指定年度	昭和45年度
旧大和村地域指定年度	昭和47年度
旧岩瀬町計画策定年度	昭和48年度
旧真壁町計画策定年度	昭和47年度
旧大和村計画策定年度	昭和47年度
旧岩瀬町計画見直し年度	昭和52年度
	平成 8年度
	平成16年度
旧真壁町計画見直し年度	昭和51年度
	昭和59年度
	平成 7年度
	平成17年度
旧大和村計画見直し年度	昭和51年度
	昭和56年度
	平成 8年度
桜川市計画策定年度	平成23年度
桜川市計画見直し年度	令和 7年度

桜川農業振興地域整備計画書

令和 7 年（2025 年）7 月

茨城県桜川市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用方針	3
イ	用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	7
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2	農業生産基盤整備開発計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
4	他事業との関連	10
第 3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	13
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	13
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
第 5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向	18
2	農業近代化施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	21
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	21
2	農業就業者育成・確保施設整備計画.....	21
3	農業を担うべき者のための支援の活動.....	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	22
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	23
3	農業従事者就業促進施設.....	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	24
第 8	生活環境施設の整備計画	25
1	生活環境施設の整備の目標.....	25
2	生活環境施設整備計画.....	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連.....	25
第 9	付 図（別添）	26
1	土地利用計画図（付図 1 号）.....	26
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）.....	26
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）.....	26
4	農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）（該当なし）.....	26
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）（該当なし）.....	26
6	生活環境施設整備計画図（付図 6 号）（該当なし）.....	26
別記	農用地利用計画	27
(1)	農用地区域.....	27
ア	現況農用地等に係る農用地区域.....	27
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域.....	27
(2)	用途区分.....	27

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用構想

桜川市（以下「本市」という。）は、茨城県の中西部、東京都心から約 70～80km 圏に位置しており、北は栃木県（真岡市・益子町・茂木町）、東は笠間市と石岡市、西は筑西市、南は筑波研究学園都市を有するつくば市にそれぞれ接している。

気候は、夏は気温・湿度とも高く、冬は乾燥した太平洋型の気候に属している。様々な動植物の南限・北限を成すなど自然の恵みの多い地域でもあり、古くから様々な生産活動や商業・交流活動が営まれてきた。

市域は、面積 18,006ha を有し、市街化区域及び規模の大きい山林地帯を除く 14,947ha が農業振興地域に指定されている。市内には中央部を一級河川桜川が南流し、平野部は、主として水田に利用されている。西部の関東ローム層に覆われた台地では、施設園芸を中心としたこだますいか等の畑作が盛んであり、近郊型の農業が行われている。

農業振興地域内の土地利用の現況は、採草放牧地を含む農用地約 5,698ha、農業用施設用地約 4ha、山林原野約 6,595ha、道路等のその他面積約 2650ha となっている。

国勢調査によると、市の総人口は令和 2 年現在 39,122 人であり、平成 27 年から令和 2 年の 5 年間で 3,510 人減少している。平成 22 年からの 10 年間では 6,551 人減少しており、桜川市第 2 次総合計画では、今後も減少傾向が続くと見込んでいる。

産業別就業者人口は、第 3 次産業が最も多く、次いで第 2 次産業、第 1 次産業の順となっており、就業者数は第 3 次産業、第 2 次産業、第 1 次産業とも減少傾向を示している。

本市では、適正かつ合理的な利用を図るための基本とする地域の区分として複合産業誘導ゾーンや農業生産ゾーン等の 7 つの計画区分を設定しており、桜川・筑西 IC 周辺エリアにおいては大規模集客施設の開発計画の検討が進められていることから、今後宅地需要は飛躍的に高まっていくことが予想される。土地利用転換に当たっては相当の期間が必要と見込まれることから、エリア内の農地においては事業手法が具体化するまでは営農環境の保護に努めていく。

また、農業生産ゾーンにおいては国の農業政策により農業経営のさらなる大規模・合理化が進展し、優れた農地が担い手に集積する一方、営農条件が不利な農地にあっては、深刻な担い手不足と相まって農用地区域であったとしても耕作放棄地化が進んでいる。

農山村集落においても人口減少・少子高齢化が進展するなかで、居住を誘導するための魅力づくりが必要となっている。そのため、田園集落 35 地区に地区計画を

導入し、田園集落の維持・活性化を図っている。

今後も、開発インパクトに伴い増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要の増加が想定されることから、こうした取組を活かしていくこととする。

そのため、今後は、農業振興地域整備計画のより一層の適正な管理等に努め、優良農地を将来にわたって良好な状態で確保することを基本に、地域の振興上必要な様々な他用途の土地利用との調整に留意しながら計画的な土地利用を進め、農業をはじめとした地域の健全な発展を推進する方針である。

以上の構想に基づく用途別利用と推移の構想は次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、(%)

	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現在 (令和6年)	5,680.4 (38.0)	3.9 (0.0)	6,594.9 (44.1)	2,667.8 (17.9)	14,947.0 (100.0)
目標 (令和16年)	5,654.0 (37.8)	3.9 (0.0)	6,594.9 (44.1)	2,694.2 (18.1)	14,947.0 (100.0)
増減	△26.4			26.4	

(注) 1 ()内は構成比である。

2 △：マイナス

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市にある現況農用地約 5,680ha のうち、a～c に該当する農用地約 3,987ha について農用地区域を設定する方針である。

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要な土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で、産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため、確保する必要がある農地
 - ・基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。
 (農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積		備考
		農用地(ha)	計(ha)	
河川区域	桜川沿岸	15	15	—

(a) 集落区域内(連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域)に介在する農用地

該当集落数 56 (岩瀬地区)	該当農用地面積	約 345ha
該当集落数 18 (大和地区)	該当農用地面積	約 278ha
該当集落数 22 (真壁地区)	該当農用地面積	約 474ha

(b) 自然的な条件から見て農業近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

・集落に介在し、急傾斜のため農業の近代化・機械化が図れない農用地	約38ha
・谷津田、平地林及び山間区域に存在する小団地の農用地	約504ha
・道路の沿線市街地又は住宅地として開発の進みつつある国道50号線沿線の農用地	約39ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本市にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地約 4ha について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市にある現況森林、原野のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある約 0.6ha について、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用方針

本市の農地は、桜川流域から東側に広がる水田地帯と西側の台地上に広がる畑地帯に大別される。

水田地帯一帯は、認定農業者等の育成や農地の集積、農作業の受委託を推進しながら大規模土地利用型農業を確立し、本市の重点作物である米・麦・大豆等の産地形成を図る。

台地上の畑地帯については、土作りの推進による連作障害の回避、担い手の育成による作業の共同化、J Aとの連携による流通の合理化、拡大化を図り、優良産地としての確立を目指した農地としての利用を展開する。

しかしながら、本市では、近年の就農者の高齢化、兼業化の進行、担い手不足等が深刻化している。そのため、今後は水田地帯については、転作に対応した麦・大豆等の組み合わせによる水田の高度利用を図り、生産性の高い水田農業の構築を図る。

また、畑地帯の一部地域では施設園芸に積極的に取り組んでいる。今後、このような施設園芸において、高収益性の作目・作型を担い手中心に導入して、地域としての産地化を図る。

表 農用地面積の見通し

単位：ha

地区名	区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計	森林・原野等
		A (岩瀬地区)	現況	1,788.6	0	0	0
	将来	1,788.6	0	0	0	1,788.6	1.4
	増減	0	0	0	0	0	0
B (大和地区)	現況	777.4	0	0	0.5	777.9	0.6
	将来	777.4	0	0	0.5	777.9	0.6
	増減	0	0	0	0	0	0
C (真壁地区)	現況	1,421.1	0	0	3.4	1,424.5	1.4
	将来	1,421.1	0	0	3.4	1,424.5	1.4
	増減	0	0	0	0	0	0
合計	現況	3,987.1	0	0	3.9	3,991.0	3.4
	将来	3,987.1	0	0	3.9	3,991.0	3.4
	増減	0	0	0	0	0	0

イ 用途区分の構想

(ア) 岩瀬地区 (A 地区)

- a 上野沼周辺から県道岩瀬二宮線北側に展開する約 343ha の農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、条件にも恵まれていることから、農地の団地的利用集積を推進するとともに、今後も、農地として用途区分し効率的な利用を推進する。

上野沼北部地区については、土地改良事業により、畑地の基盤整備が完了していることから、農地として用途区分し施設野菜、露地野菜等の導入拡大を図り、

効率的な土地利用を推進する。

- b 栃木県境から大川流域に属する国道 50 号線北側の約 654ha の農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えている。今後も、農地として用途区分し団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。畑地については、大半が傾斜畑であるが、農地として用途区分し地域に合った農作物の生産を推進し、未整備の農地については基盤整備を進め、効率的な利用を推進する。
- c 桜川流域周辺に展開する約 346ha の農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので、農地として用途区分し農地の団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。畑地については、農地として用途区分し地域にあった農作物の生産を推進し効率的な土地利用を図る。
- d J R 水戸線南側の筑輪川流域周辺に展開する約 314ha の農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので、農地として用途区分し農地の団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。

畑地は、高幡地区の高台に一部あるのみで、大半が傾斜畑であるため、集団化及び基盤整備を進め、農地として用途区分し効率的な利用を推進する。
- e 上城・西友部・水戸地区周辺に展開する約 48ha の農用地及び J R 水戸線南側から主要地方道つくば・益子線沿いの約 82ha の農用地は、一部の谷津田等を除き、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので、農地として用途区分し農地の団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。

(イ) 大和地区 (B 地区)

- a 桜川及び中沢川流域周辺の平坦部に展開する約 104ha の農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので、農地として用途区分し団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。
- b 本木地区周辺に展開する約 48ha の農用地は、土地改良事業により農地の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので、農地として用途区分し団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。
- c 大曾根地区の北部と南部に展開する約 38ha の農用地は、土地改良事業により農地の基盤整備が完了しており、今後も農地としての利用を推進する。
- d 東飯田地区に展開する約 79ha の農用地は、用水機場の改修工事が実施されているものの農道の狭隘部が未整備となっている。土地改良事業を実施し大型機械による作業を可能とし、引き続き農地としての利用を図る。
- e 青木地区に展開する約 83ha の農用地は、未整備であるが、農作業上大きな障

害は少ない。令和3年度には青木堰の改修を行っており、今後も農地としての利用を図る。

f 大国台地に展開する畑地に入り組んだ約115haの農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しているが、用排水の整備が完全に整備されていないので施設整備を促進し、生産性の向上を図り、引き続き農地としての利用を推進する。

g 大国台地に展開する約130haの農用地は、全体的に畑地であり、土地改良事業により農地の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので農地としての団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。

残る農地については、小規模に分散し機械化の条件に適していないことから、基盤整備を進め、施設野菜、露地野菜等の導入拡大を図り、農地としての効率的な土地利用を推進する。

h 観音川水系の平坦部に展開する約36haの農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、今後も農地としての利用を推進する。

i 高久台地周辺に展開する約106haの農用地は、土地改良事業により農地の基盤整備が完了しており、農地としての利用を推進する。

未整備の農地については、基盤整備を進め、施設野菜、露地野菜等の導入拡大を図り、農地としての利用を推進する。

j 高森台地に展開する約39haの農用地は、小規模に分散しているうえに傾斜地が多く、機械化の条件に適していないことから、基盤整備を進め、施設野菜、露地野菜等の導入拡大を図り、農地としての利用を推進する。

(ウ) 真壁地区 (C地区)

a 桜川流域周辺に展開する約538haの農用地は、土地改良事業により農地の基盤整備が完了しており、大型機械化体系に対応する条件を備えているので、農地として用途区分し団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。

b 観音川流域周辺に展開する約161haの農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、機械化の条件にも恵まれていることから、農地としての団地的利用集積を推進するとともに、今後は大型機械の利用による大規模経営体の育成に努めながら、優良農地として有効活用する。

c 上谷貝・大塚新田・東矢貝・下谷貝地区の台地に広がる約212haの農用地は、その大部分が畑として利用され、特産品であるこだますいか・トマト・きゅうり等、施設園芸の産地となっている。今後、産地づくりやブランド化を推進するため、施設野菜団地化を目指した農地としての活用を推進する。

谷津田部分の水田については、基盤整備も完了し、優良な水田として利用されており、今後も、小規模ながら農地としての利用を推進する。

d 桜川以西の原方・亀熊・塙世・源法寺地区の台地に展開する約266haの農用地は、主に露地野菜や麦等の畑作地帯として利用されている。畑についてはほとん

どが未整備であるが団地的規模を有しているため、今後、基盤整備を視野に入れながら、施設野菜団地化を目指した農地としての活用を推進する。

水田については、優良な水田として利用されており、今後も、引き続き農地としての利用を推進する。

- e 長岡・白井地区に展開する約 36ha の農用地は、傾斜地が多く、小規模な基盤整備が実施された区域を除いては効率的な農作業が難しく、担い手の負担が大きい。大規模な土地利用は望めずとも、地域の特性を活かしながら農地としての保全を図る。

水田については、優良な水田として利用されており、今後も、農地としての利用を推進する。

- f 桜井地区に展開する約 52ha の農用地は、土地改良事業により農地の基盤整備が完了し、優良な農地が確保された。今後は、農地の集積をさらに推進し、土地利用型農業に対応した農地としての利用を推進する。

- g 山尾地区に展開する約 47ha の農用地は、傾斜地が多く基盤整備の取り組みも困難であるが、自然環境に恵まれた棚田地帯となっている。今後は、地域の特性を活かしながら農地としての保全を図る。

- h 山尾・田地区に展開する約 39ha の農用地は、土地改良事業により水田の基盤整備が完了しており、優良な農地として確保されている。

また、主要地方道月岡・真壁線東側の農用地については、現在土地改良事業による区画整理を実施している。今後は、農地として用途区分し団地的利用集積を図り、高度土地利用を推進する。

- i 羽鳥・椎尾地区に点在する主要地方道つくば・益子線沿いの約 71ha の農用地は、傾斜地が多いことや農業従事者の減少等により保全が困難になってきている。今後は地域の特性を活かしながら、農地としての効率的利用を推進する。

水田については、優良な水田として利用されており、今後も、農地として利用を推進する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は、一級河川桜川が中央を南流し、桜川沿いの低地部は広大な水田地帯となっており、畑地は、西側の台地に分布している。

これらの農地は集団性が保たれ、水稻・小麦・大豆を主体とする土地利用型農業やこだますいかを中心とする施設園芸等の農業が展開されている。

特に水田は、土地改良事業により概ね基盤整備は完了し、スマート農業の導入や作付けの団地化など、大型機械化体系に対応する条件を備えている。今後は、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化や生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化を推進する。また、揚水機場等の老朽化した農業水利施設の長寿命化策により既存の施設を活用し、水田の汎用化を積極的に推進する。

さらに、地域のニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換を推進する。

畑については、農業機械の大型化による営農体系の確立及び農地の流動化による経営規模の拡大を促進し、多様な消費者ニーズに応える収益性の高い畑作農業の確立を図る。

なお、整備にあたっては、環境との調和に十分配慮し、自然との共生と快適環境の創造を推進する。

(ア) 岩瀬地区 (A 地区)

本地区は、昭和 52 年から平成 20 年にかけて、岩瀬東部・岩瀬北部・大川・小ノ池下・泉川地区で土地改良事業が行われ、農用地区域に含まれる既存農用地のうち水田については、ほぼ土地基盤整備が完了しており、上野沼北部地区では、昭和 62 年から平成 17 年にかけて行われた畑地帯総合整備事業により、区画整理、農道整備が行われている。

また、近年では地区東部の加茂部、高幡、松田地区でパイプラインやポンプ機の整備による省力化が進められるとともに、地区内各所にて用排水路の改修工事を実施している。

今後は、未整備地域の高度利用を図るため、用排水・護岸・農道整備等、一連の整備及び農業用水の水質保全を通じて、生産条件の改善を図り、農業の近代化にふさわしい生産基盤を作るため整備を推進する。

また、これまで整備された施設の適正な維持、更新を主体とした用排水整備等を推進する。

(イ) 大和地区 (B 地区)

本地区は、昭和 50 年から平成 13 年にかけて、真壁北部・大和中部・観音川流域Ⅱ期・大和桜川地区で土地改良事業が行われ、農用地区域に含まれる既存農用地の

うち、水田については、ほぼ土地基盤整備が完了している。近年では大曾根地区、東飯田地区において用排水路の改修工事を実施しており、施設の維持管理に努めている。

今後も、これまで整備された施設の適正な維持、更新を主体とした用排水整備等を推進する。

また、地区ごとの実情に合わせた農道整備を進め、農業の近代化や農業生産物の流通の合理化及び生活環境の改善を図る。

(ウ) 真壁地区 (C 地区)

本地区は、昭和 50 年から平成 23 年にかけて、真壁北部・観音川流域 I 期・桜井・長讚地区で、土地改良事業が行われた。しかし、水田の一部においては、昭和初期頃の整備のため区画が小さく農道や用排水路の荒廃が目立つなど、大規模農業の展開に支障を来している地域も見受けられる。

今後は、農地中間管理機構等による担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、排水機場や用水路の長寿命化対策、パイプライン化による水管理の省力化を推進する。

また、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援していく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
農業競争力強化農地整備事業	区画整理 28.6ha	真壁町山尾 C-16, -18	29	1	県・(競) 農業競争力強化農地整備事業 R3～R8
農業競争力強化農地整備事業	区画整理 46.7ha	真壁町源法 寺埦世 C-13, C-14	44	2	県・(競) 農業競争力強化農地整備事業 R7～R12
農業競争力強化農地整備事業	区画整理 83ha	真壁町羽鳥 C-19	83	3	県・(競) 農業競争力強化農地整備事業 R11～R16
水利施設等保全高度化事業	用水路工 L=75,657m 揚水機場 4基	霞ヶ浦用水 Ⅲ期 C-15, -18～21	92	4	県・(競) 水利施設等保全高度化事業 H5～R10
農地耕作条件改善事業	用水路工 L=86,045m 機場 1箇所	霞ヶ浦用水 西部 C-6, -9, -10, -12	106	5	団・農地耕作条件改善事業 H5～R11

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市は、面積の4割近くが森林で占められており、生産振興を図るため、各種補助事業を導入しながら林道整備を進めてきた。

また、森林は、水源涵養機能や生活環境の保全等に大きな役割を果たしているため、保全管理に努める。

今後は、森林施業の共同化等を通じて林業経営の合理化を進めるとともに、農業など他産業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目指し、林業生産基盤整備による生産コストの低減及び労働強化の低減を図る。

4 他事業との関連

一部地域内で各種整備が計画・実施中であり、事業主体との協議により内の農業振興に影響のないよう調整を進める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間、気候緩和機能など、多面的機能の発揮の基盤となる「社会資本」のひとつである。

しかし近年、後継者不足による農業従事者の高齢化や兼業化、さらに、米の生産調整等により管理が不十分となり機能が低下している農地や荒廃農地が増加する傾向がみられることから、農地の集積・集約化を迅速に進めるため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の見直し及び農地中間管理事業の積極的活用を図る。

また、集中豪雨時における鉄砲水や、桜川をはじめとする河川等の整備の遅れを原因とする、法面崩壊や冠水による農地への被害が発生する状況がある。

これらの対策として、河川改修計画の促進はもとより、築堤後における自然的・社会的状況の変化等に起因した決壊等による農地、農業用施設、人家等への災害を未然に防止するため、ため池施設等の整備・補強を行う。

さらに、傾斜地で生産条件が不利な入郷地区については、中山間地域等直接支払制度の活用により平地の生産コストとの差を補うことで、農業経営の継続を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ため池整備事業	ため池整備1箇所	長久保池 A-23	50ha	1	県・(防)ため池整備事業 R6～R8
ため池整備事業	ため池整備1箇所	大池 B-6	160ha	2	県・(防)ため池整備事業 R6～R9
ため池整備事業	ため池整備2箇所	桜川市2期 B-3, -4	10ha	3	県・(防)ため池整備事業 R7～R10
ため池整備事業	ため池整備1箇所	桜川市3期 C-13	60ha	4	県・(防)ため池整備事業 R9～R11
多面的機能支払交付金	富谷地区保全向上活動組織会、他60組織	市全域 A, B, C	-	5	R2～R6 R3～R7、R4～R8
中山間地域等直接支払事業（第5期対策）	協定締結：2団地	山口、入郷地区 A	-	6	R2～R6

3 農用地等の保全のための活動

農用地の遊休化や、管理不全による機能低下を防止する対策として、農地流動化の推進や農地パトロールによる指導等を実施している。

今後も、農業委員会をはじめ農業再生協議会担い手・耕作放棄地部会を中心に、地域計画の見直しを通じて集落単位での組織化の推進や掘り起こし活動を強化し、農地の貸し手と借り手の情報を一元化して把握する。さらに、農地中間管理事業の活用による認定農業者等への集積・集約化を図るなど、農地流動化を推進し荒廃農地の解消に努める。

また、本市の一部集落では中山間地域等直接支払制度を活用した農業・農村の共同保全活動が行われている。このほか多面的機能支払交付金制度により、農業者等による組織が共同で取り組む水路の泥上げや農道の砂利補充等地域資源の基礎的保全活動が行われている。

今後もこれらの共同活動を支援し、農用地の適切な保全を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の保全管理と木材・しいたけ原木等の効率的な搬出のため、林道の整備を図る。

また、しいたけ原木の確保のため広葉樹林の保育を推進する。なお、森林の保育管理には森林組合と連携を図りながら活動を強化し、林業従事者の高齢化対策として、作業の省力化・近代化を図る。

今後も『桜川市森林整備計画』との整合を図りながら、農用地等の保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業構造については、昭和40年代から地場産業である石材加工業の進展や、近隣都市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。近年、兼業の増大により、土地利用型農家を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうしたなかで農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきた。近年になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代などを機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者一人当たり580万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとする。

また、これらの効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める面積のシェアの目標をおおむね55%程度とする。

さらに、県総合計画の中では「販売金額1億円以上の農業経営体数」を平成27年度の255経営体から令和7年度に500経営体に増加させる目標を掲げており、本市としても市内の農業を牽引するリーディングアグリプレーヤーの育成確保を目指す。

なお、効率的かつ安定的な経営体の指標となる営農類型は、主要な農業経営の実態等を踏まえ、下表に示す14類型とした。

営農類型	目標規模 (a)	作目構成	経営 体数	流動化目標 面積 (ha)	
個別経営体	普通作 (水稲+麦+大豆+そば+作業受託)	水田 2,000a うち借地 1,900a	水稲=1,200a 麦類=800a 大豆=800a そば=500a 作業受託=1,000a(3作業以上・ 販売名義・処分権有)	**	**
	施設野菜 (イチゴ)	施設 30a	イチゴ=30a	**	**
	施設野菜 (すいか+トマト+水稲)	水田 150a 施設 90a	こだますいか=90a 抑制トマト=55a 水稲=150a	**	**
	施設野菜 (きゅうり+水稲)	水田 150a 畑 40a うち施設 40a	促成きゅうり=40a 抑制きゅうり=40a 水稲=150a	**	**
	施設野菜 (ミズナ・ホウレンソウ・小松菜等)	施設 40a	ミズナ他=240a	**	**
	露地野菜 (カンショ)	普通畑 500a	カンショ=500a (うち貯蔵400a)	**	**
	露地野菜 (ネギ+レタス+白菜)	普通畑 190a	夏ネギ=70a 春レタス=60a 秋レタス=60a 白菜=60a	**	**
	果樹(ナシ)	樹園地 150a	幸水=80a 豊水=50a あきづき=20a	**	**
	施設花き (シクラメン+ポットカーネーション)	施設 40a	シクラメン=30a ポットカーネーション=25a	**	**
	しいたけ経営 (しいたけ)	しいたけ原木 4.5万本	しいたけ(生)=18,225kg	**	**
	酪農 (個別経営)	畑 750a うち借地 300a	総飼養頭数=98頭 (うち経産牛=60頭、搾乳牛=51頭) 飼料作物延面積=750a	**	**
	肉用牛 (個別経営)	200頭	常時飼養頭数=200頭 年間出荷頭数=120頭	**	**
養豚 (個別経営)	1,210頭	常時飼養頭数 (種雌豚=100頭、種雄豚=5頭、 子豚=380頭、肉豚=725頭) 年間出荷頭数=肉豚2,180頭	**	**	

営農類型		目標規模 (a)	作目構成	経営 体数	流動化目標 面積 (ha)
組織 経営 営体	普通作(水稲+ 麦+大豆)+作業 受託	水田 6,000a うち借地 6,000a	水稲=4,500a 麦類=1,500a 大豆=1,500a 水稲=1,500a(作業受託)	**	**

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業形態は、兼業化が進行する一方で農用地の流動化の推進等による生産性の向上と、経営の安定化を図ろうとする農家の増加がみられる。

しかし、現状では経営規模の拡大が思うように進んでおらず、離農者や後継者不足、農業従事者の高齢化に伴う労働力の低下により、荒廃農地が増加しつつある。

今後は、地域計画の見直しを通じて、農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進するとともに、J Aと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

さらに、集約的な経営を助長するため、県西農林事務所経営・普及部門の指導のもとに既存施設園芸の作型・品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人などの組織経営体への経営発展母体として、重要な位置づけをもっている。よって、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実体に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

このほか、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化の話し合いの場への参加の呼びかけ等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農地中間管理事業等による農用地等集積・集約化

土地利用型農業については、国の経営所得安定対策の活用による農業経営の下支えを行った上で、地域計画の見直しを通じて、地域農業の担い手に対して、農地中間管理事業の積極的な活用により農地の集積・集約化を加速させ、規模拡大を推進する。なお、市、農業委員会、県西農林事務所経営・普及部門、農地中間管理機構、J A、土地改良区等の関係機関は、地域計画に位置付けられた地域の中心となる経営体に対し、効率的に農地が集積・集約されるよう連携して推進する。

(2) 環境負荷低減、地力の維持増進対策、ブロックローテーション、荒廃農地の解消について

機械化体系の普及や兼業化に伴う労働力の変化などから、各種農作物の栽培については化学肥料偏重の栽培方法となり、地力の衰退による収量の低下、品質の低下が大きな課題となっている。

これらを解消し、持続可能な農業の実現のため、環境負荷の低減に向けて認定農業者等を中心とした土づくり運動の展開や、畜産農家との連携による計画的な有機質堆肥のほ場への投与などを推進し、併せて深耕やクリーニング作物の導入により地力の回復を図る。

また、水田転作における地域での公平性を確保するためのブロックローテーションについては、水田農業構造改革対策により実施地区において輪作体系が確立されつつあるが、未実施地区においては、転作ほ場が固定化傾向にあるため、連作障害がみられる。また、施設園芸等についても、ほ場での固定的な作付け体系などにより連作障害の問題が発生している。

このため、ブロックローテーション未実施地区においては、集落を中心に輪作を推進し、地力の維持増進等を図る必要がある。さらに、施設野菜についても、認定農業者やJA生産部会を中心に、輪作体系の確立により連作障害の回避を推進する。

荒廃農地については、農業従事者の高齢化や農業後継者不足により、今後さらにこのような状況が進むものと考えられる。このため、農地中間管理事業等により、認定農業者等地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を推進し、荒廃農地の解消に努める。

(3) 認定農業者の育成対策

農業者などが集まるあらゆる機会を捉えて認定農業者制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、啓発を行う。また、「地域計画」に位置づけられた担い手や認定農業者の候補者へ働きかけ、認定農業者への誘導を図る。

認定後は経営改善計画の達成に向けて、経営管理能力向上への支援及び経営相談、経営診断などを関係機関等と連携して行う。なお、農地の斡旋事業、融資制度や補助制度など各種支援策を周知し、その活用促進を図る。

さらに、桜川市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

(4) 地域農業集団の育成対策

パンフレットや優良事例の資料配布等、啓発・普及を図るとともに実践的研修等を行い、担い手を中心とした効率的な生産組織を育成し、農作業の共同化及び農地の利用調整を進める。

(5) 農作業の受委託の促進対策

個別経営における農業機械、施設費等の占める割合は非常に大きく、生産コストの低減と所得向上を図るためには、これらの効率的利用が重要な課題になっている。

これに対処するため、農業協同組合による農作業の受委託についての斡旋や農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努める。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、水稻・小麦・すいか・トマトなど多種多様な作物が栽培されている。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、産地間競争や輸入農産物との競合、消費・販売価格の低迷等など、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした問題に対処するには、品質の向上や安定した供給体制など、生産から出荷・流通に至る体制の確立が重要となってくる。そのためには、生産組織等の育成などによる農業生産体制の整備や、集荷・選果・加工貯蔵施設等の整備による流通体制の強化などにより、消費市場の拡大を図る必要がある。

また、安全・安心な農産物の安定供給はもとより、環境に配慮した農業の展開や消費者視点の一層の重視により、喜んで食べてもらえるモノづくりを進め、生産者の顔の見える農業の実践が必要となっている。

このため、農林産物の生産、製造・加工、流通及び消費における連携を強化するとともに、地域に特有な新商品開発やブランド化等を促進する。

近年では、農産物の高付加価値化を目指して積極的にPRを行った結果、従来の紅こだますいかとともに黒こだますいか、フルーツトマトのブランド化が進むなどの成果があらわれている。

そして、本市農業を担う効率的かつ安定的な経営が展開できるよう、生産・集出荷・加工・直売などの近代化に必要な施設整備を推進する。

このような基本的な考えに基づく作目別の近代化施設の整備方向は、次のとおりである。

(1) 水稻

市の中心作物であり、安定的な収入を得ることができ、大型機械化体系により生産性の高い土地利用型大規模経営のできる作物である。

水稻営農の安定を図るには、売れる米づくり、買ってもえる米づくりの推進が必要であり、そのためには、生産技術の向上による良質米の計画的生産を図りながら、ブランド化を推進することが重要となってくる。

また、これらを実現するためには、認定農業者を中心とした生産組織等を育成し、経営規模の拡大と低コスト米生産を推進するとともに、一元集荷を図る。また、商品性の高い特色のある特別栽培米の確立と生産、販売の拡大を推進する。

(2) 麦・大豆

自給率や耕地利用率の向上を図る上で重要な作物であるとともに、機械適応性が高く大規模省力生産が可能で、冬期間の作付けによる合理的な輪作体系の作物としてメリットがある。

今後は、需要に応じた品種への誘導を促進し、より一層の品質向上を図るとともに

に、連作障害を回避するため、地力増進作物の作付けを行う。また、輪作ブロックローテーションによる適正な肥培管理による生産コストの低減を図り需要に見合った生産に努め、高品質の麦・大豆を生産する。さらに、栽培マニュアルの活用や実証ほ場の設置等による品質向上を徹底する。商品性の高い品種の導入促進や栽培技術の向上等を図り、実需者の求める高品質な安定生産を推進する。

さらに、需要の動向を的確に把握した計画的な生産体制を確立するため、団地化や土地利用の集積を図りながら土地利用型農業に対応するため、作物のもつ特性を活かすための施設や機械等の整備を推進する。

(3) 野菜（施設野菜、露地野菜）

施設野菜のこだますいか、トマト、きゅうりや露地野菜のネギを中心に、首都圏への新鮮野菜の供給基地として市場で高い評価を得ており、特に冬春きゅうりと夏秋トマトは作付面積と共販率等の高さから国の「野菜指定産地」の指定を受けている。しかし、産地間競争による価格の低迷や固定的な作付け体系による連作障害等の問題を抱えている。

今後は、担い手の経営の安定化や需要動向に的確に対応した計画的な生産及び出荷体制を確立させ、集出荷施設・鮮度保持施設・蔵施設等の基幹施設等の整備を推進し、一元出荷による定規格化や定量化を実現することにより、市場の状況を把握した流通体制を確立する。

また、生産された農作物の情報を明確に消費者へと開示していくトレーサビリティ（生産履歴）の活用により消費者の信頼を得るとともに地元農作物の良さをPRする。

さらに、近年の原油価格高騰により、施設野菜農家の経営費は大幅に増加し、安定経営を継続する上で問題となっている。そのため、今後の経営発展のために、省エネルギー技術の導入や低温適応性品種の導入等を推進する。

(4) 畜産

輸入畜産物の増加及び国民一人当たりの消費量の伸びの鈍化により、生産物価格は長期にわたり低迷している。

今後は、施設投資を極力抑制して生産コストの低減を進めながら、消費者ニーズに合った品質の向上を推進し、所得水準の確保を図る。さらに、自給飼料基盤の整備、搾乳ロボットなど新技術の導入を通じ、酪農経営の近代化及び生産性の向上を図る。

また、家畜排泄物不適切処理による環境問題の発生を未然に防止するため、家畜糞尿の堆肥化を推進するとともに、耕畜連携を強化し、飼料用稲の生産拡大と堆肥の有効利用を推進し、飼料自給率の向上や循環型農業の確立を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

しいたけの栽培農家は減少しているが、栽培の合理化と高品質化のための施設整備生産を推進するとともに、外国産等の輸入の増大に対応するため、しいたけの生産の拡大と品質の向上を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的な農業生産と安定的な農業経営を推進するため、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営体はもとより、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図る必要がある。

また、新規就農者の確保については、農業を取り巻く環境に非常に厳しいものがあり、大きな課題となっている。

今後は、県西農林事務所経営・普及部門、JA等関係機関及び関係団体との連携を強化し、新卒就農者や離職就農者の情報を把握しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し就農に向けた研修を行う。さらに、市内の農業法人や先進農家と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

また、経営安定対策の強化、農業経営の法人化、農業に従事する女性の農業経営への参画等の施策を推進する。

そして、これらの支援と併せて農業を担うべき者の育成・確保を図る施設整備を検討していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 認定農業者制度の推進

農業振興の中核を担う認定農業者の農業生産性を高め、規模拡大や経営の安定化を図るため、基盤整備や霞ヶ浦用水事業の推進と併せた土地改良事業を推進し、農地の集積・集約化、農作業の受委託を積極的に推進する。

また、担い手の有無や土地利用の状況などから集落営農の組織化が必要な集落については、当該集落の関係者に対して集落営農の組織化に関する啓発や、集落の現状と将来についての話し合い活動を推進するとともに、組織化する際の各種課題について相談活動を行う。

(2) 新規就農に必要な情報の提供

新規就農者については、農業の振興と次世代を担う優れた農業者の確保という観点から、県西農林事務所経営・普及部門、JA等との連携のもと、就農相談や農業体験研修、農地や住宅確保のための情報提供などを推進する。

(3) 女性の経営参画への配慮

農業の発展と豊かな暮らしを実現するには、農業に携わる女性が地域社会や農業経営に積極的に参画できる基盤づくりを推進する必要がある、農業経営改善計画の

共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼び掛けるなど女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業従事者の養成確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の経済は、豊かな地域資源や地理的な有利性を活かして、農林水産業や商業、工業、サービス業などが順調に展開されている。しかし近年、農村地域においては、第2次・第3次産業への就業の増加や若年層の減少等に伴い、農業従事者の高齢化が進み、農村地域の活力が低下する傾向もみられる。

こうした状況から、本市では雇用機会の創出を図るため、桜川市産業立地及び雇用の促進に関する条例に基づき、優遇措置を設け、地域の特色ある地場産業の振興や農村地域への計画的な企業等の誘致による安定的な就業機会の確保に努め、農業就業構造の改善を図っている。将来における農業従事者の就業目標は次のとおりである。

(人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	—	513	294	807	0	0	0	513	294	807
自 営 兼 業	—	128	74	202	0	0	0	128	74	202
出 稼 ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	—	36	21	57	0	0	0	36	21	57
総 計	—	677	389	1,066	0	0	0	677	389	1,066

(注) 1 目標：令和16年

2 資料：平成22,平成27,令和2年農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 地域農林産物及びその他の地域資源の利活用による就業機会の確保対策

地域の特性に合わせた農作物づくりの確立とそれを利活用する産業を育成し、企業誘致と地場産業の振興を進め、就業機会の確保を図る。

(2) 農業従事者の就業意向等を把握するための方策

農業従事者就業意向等を把握するためアンケート調査等を実施するほか、他産業への就業に関する相談等を推進する。

(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

本市では、県西農林事務所経営・普及部門と連携して新規就農者に対し、資金計画や経営についての相談を行っている。

また、筑西公共職業安定所(ハローワーク筑西)において広く市民へ就農相談を行っている。

今後も両機関と連携を強化し、農業従事者の安定的な就業を促進する。

(4) 推進体制整備に関する対策

農業従事者の安定的な就業を促進するため、優良農地の確保、環境保全、地場産業との調和に配慮しながら、企業誘致を促進するとともに、関係機関との連絡調整体制確立に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林道の整備と機械施設の近代化等による伐採・搬出等、作業コストの軽減を図るとともに民間活力をバネに間伐材等の加工利用の方途を講じる。

特用林産物であるしいたけ生産については、広葉樹林の保育により原木林を造成して原木の安定確保に努め、乾燥しいたけを中心とした生産・加工・流通・販売施設の整備を推進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域における生活環境の改善を図るため、農道や集落道の整備、農業集落排水事業を推進するとともに、農業者トレーニングセンターや運動広場など総合的な施設等の整備を進めてきた。

また、生活意識の変化や生活圏の広域化などにより地域での共同意識が薄れるなか、田園都市センターや農村集落センター等コミュニティ施設の整備を推進し、組織活動の活性化や地域の連帯感の醸成を図ってきた。

しかし、都市化への流れや社会構造の変化に伴い混住化、兼業化及び高齢化が進行するなか、地域の連帯意識が希薄化し、地域コミュニティ活動の低下が進んでいる。

また、農業集落排水事業などの生活環境施設については、計画的に整備が進められているものの、都市部に比べて整備が立ち遅れている状況にある。

今後も、地域住民のコミュニティづくりの核となる、集会施設・農村公園・農村広場・農業集落排水事業整備等の生活環境施設の総合的な整備を進め、福祉向上、健康の増進等、定住条件の整備と地域の活性化を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、複雑多様化した現代社会において、空気の浄化作用的な役割や心に安らぎを与えストレス解消に役立つなど、保健休養機能として重要な役割を果たしている。

本市は、面積の約4割近くを山林が占めるなど、森林の有する諸機能を活かすための自然環境は十分に整っており、今後、恵まれた自然の機能を活用していくため、自然環境と都市環境の調和に配慮しつつ、森林の保全に努めながら、農業生産基盤の整備とともに生活環境の整備充実を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

生活環境施設の整備にあたっては、公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽との組み合わせによる排水処理をはじめ、農道整備における国・県・市道とのネットワーク化、農村公園整備における都市公園等との緑地ネットワーク化など、他事業との連携を一層推進し、より効率的かつ効果的な整備を推進する。

第9 付 図（別添）

- | | | |
|---|-------------------|---------------|
| 1 | 土地利用計画図 | (付図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図2号) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (付図3号) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (付図4号) (該当なし) |
| 5 | 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (付図5号) (該当なし) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (付図6号) (該当なし) |

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

詳細は、農用地区域とする別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおりとする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

詳細は、農用地区域とする別冊調書（農用地区域地番一覧表）のとおりとする。

(2) 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区名	用途区分	
岩瀬地区 (A)	農地	:別冊農用地区域地番一覧表のうち下記採草放牧地、農業用施設用地とした地番以外の土地
大和地区 (B)		
真壁地区 (C)	農業用施設用地	:別冊農用地区域地番一覧表の用途区分覧を「農業用施設用地」とした地番に当たる土地